



商工かるまい 簡易版



令和6年10月 発行

「価格交渉促進月間（9月）」フォローアップ調査

中小企業庁では、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉・価格転嫁の実施状況を把握することを目的として「価格交渉促進月間」フォローアップ調査を実施しています。全国商工会連合会を通じて調査の回答率向上に向けた協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

価格転嫁が実現されやすい環境を作り上げていくためには、多くの中小企業のご意見をいただき、現状を正確に把握することが大変重要ですので、ご協力くださいますようお願いいたします。

【対象者】 中小企業庁から発送された「はがき」を受領した企業
※はがきイメージ図→

【回答期間】 令和6年9月25日(水) ~ 令和6年11月11日(月)

【回答方法】 はがき内側のURLまたはQRコードからWEB回答



最低賃金 「時間額 952円」

岩手県の最低賃金が令和6年10月27日に改定され、「時間額952円」となります。

すべての使用者(企業、事業主)は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金額以上の支払となります。

最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。

なお、時間給・日給・月給の各々における賃金計算は以下のとおりです。

- ① 時間給制の場合 : 時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ② 日給制の場合 : 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ③ 月給制の場合 : 月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

【例:基本給16万円、1日の労働時間8時間、年間労働日数250日】

$$(16万円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 960円 \geq \text{最低賃金額}$$

マル経融資の金利改定「1.35%」

日本政策金融公庫が斡旋するマル経(小規模事業者経営改善資金貸付)について、令和6年10月1日より、下記のとおり金利改定(0.1%引き下げ)されます。

貸付制度名	改定前	改定後
小規模事業者経営改善資金(本土分)	1.45%	1.35% 【▲0.10】

